

災害時における救援物資提供に関する協定

安中市(以下「甲」という。)と三国コカ・コーラボトリング株式会社(以下「乙」という。)は、地震等による災害時における救援物資提供に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震等による災害時における救援物資提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 安中市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から要請があったとき、乙は次に掲げる内容により協力をを行うものとする。

(1) 甲に飲料水の優先的な安定供給を行うものとする。

(2) 甲に地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を無償提供するものとする。

2 乙は、前項に掲げる協力をを行う際、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(引き渡し)

第4条 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。

(費用)

第5条 飲料水の費用については甲が負担するものとし、価格は甲、乙協議の上決定するものとする。

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成17年6月6日

甲 群馬県安中市安中一丁目23番13号
安中市
安中市長

乙 埼玉県桶川市大字加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長